

靖国神社の「秋季例大祭」で、

岸田首相と閣僚は参拝や真榊奉納をしないでください

内閣総理大臣 岸田文雄様

今年も、10月17日(日)から18日(月)にかけて靖国神社「秋季例大祭」が行われます。これまでの首相や閣僚は、この靖国神社「秋季例大祭」に参拝し、また真榊を奉納しています。私たち日本バプテスト連盟靖国神社問題委員会は、それらの行為は憲法の定める「政教分離の原則」に違反するものであり、深く憂慮しています。そこで新たに就任した岸田文雄首相を始め閣僚が、今年の靖国神社「秋季例大祭」に、参拝することはもとより真榊を奉納することもしないよう要請します。

首相や閣僚が、靖国神社への参拝や真榊奉納を公然と行い、それが報道されることによって、日本政府と靖国神社が特別な関係にあることを国内外に広く告知することになり、一宗教法人でしかない靖国神社との特別な関係と関心を人々に呼び起こします。さらにそのことで、一宗教法人である靖国神社を政府が援助、助長、促進する効果をもたらすことは明白な事実です。たとえ参拝や真榊奉納は「私的」な行為であると主張したとしても、政府を代表する首相や閣僚が、その肩書を明記してメディアの前に見せる一連の行動は、「公的」な影響力を発揮するものであり、決して「私的」と言うことはできません。

2021年2月24日の「那覇市孔子廟訴訟最高裁大法廷判決」では、その宗教性が問われ、従来「社会通念」の名のもとに緩やかに解釈されがちであった「政教分離の原則」が厳密に適用され、たとえ「社会通念」であったとしたとしても、許容範囲を越えるものは違憲であるとされました。このように司法によって判断された事実は重いものです。

首相や閣僚が、靖国神社の戦没者の「霊」を参拝し、真榊を奉納することは明確な宗教的行為であり、それは上記の最高裁判決に照らしても、明らかに「政教分離の原則」に違反しています。

それゆえ岸田首相及び閣僚が、秋季例大祭が行われる宗教法人靖国神社に参拝することや真榊を奉納することをせず、憲法第20条に定める「政教分離の原則」と第89条の「公金の支出の禁止」を厳格に遵守するよう要請いたします。

2021年10月15日

日本バプテスト連盟靖国神社問題委員会
委員長 藤田直彦